平成２９年（フ）第４３０号
埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フォレスト春日部102、旧住所埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フォレスト春日部311
破産者　大徳　良子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
茨城県筑西市新治1998番地１、旧住所埼玉県春日部市東中野1569番地10
破産者　早瀬　善勝
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
札幌市豊平区月寒東４条16丁目１番34―403号、開始決定時の住所札幌市中央区北12条西16丁目１番５―107号
破産者　山内　浩一
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目15番13号　ロイヤルビル302号
破産者　今井　光浩
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1799番地１
破産者　佐野　裕一
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
名古屋市西区浮野町97番地の93　平田荘13棟705号
破産者　毛利　正道
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４６号
滋賀県彦根市高宮町138番地１（108号）
破産者　Ｇａｒａｇｅ　ＭＡＴＥＲＩＡＬこと　野坂　良幸
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１９９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目482番地71
破産者　小井住嘉巳
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６８１号
広島県安芸郡坂町植田４丁目９番26号
破産者　廣川　政輝
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１２号
福岡市博多区博多駅南２丁目19番６―1102号
破産者　森　　久容
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４２５号
福岡市早良区藤崎１丁目12番25号
破産者　松元　初美
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０６号
福岡県糸島市高田１丁目33番10号　101
破産者　橋口建装こと　橋口　　寛
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３２号
福岡県春日市大土居３丁目67番地
破産者　山口　太郎
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２９号
福岡市中央区地行１丁目９番28号
破産者　原田　耕作
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４号
佐賀県鳥栖市古野町148番地１　アーバニアントス１―３
破産者　上篭　幹大
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
福岡市西区泉３丁目８番17号、破産手続開始決定時の住所佐賀県鳥栖市あさひ新町821番地46
破産者　樋口　礼子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
佐賀市川副町大字早津江213番地１　ビオス川副Ａ203
破産者　荒木ゆかり（旧姓辻）
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
大分市花津留１丁目８番８号（ＮＫＪビル203）
破産者　工藤　悦司
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７４号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之下1851番地７
破産者　大川　　栄
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係